

和歌山市における消費者セミナーの開催について

平成 3 1 年 2 月 8 日

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、独占禁止法の運用を通じて公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者が良質・廉価で多様な商品・サービスを選択することができるよう努めるとともに、不当表示などの景品表示法違反に係る調査や景品表示法の普及・啓発にも取り組んでいます。

今般、近畿中国四国事務所では、これらの活動を一般消費者の皆様に広く知っていただくため、以下のとおり、消費者セミナーを開催することとしました。

1 日時・場所

日時：平成 3 1 年 3 月 1 5 日（金） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0

場所：和歌山県民文化会館 4 階 中会議室

（和歌山市小松原通 1 - 1）

2 内 容

(1) セミナー「かしこい商品選択を身につけよう

～私たちが安くて良い商品を買えるワケ～」（別添参考）

(2) 意見交換

3 その他

(1) 定 員 4 0 名（申込み先着順）

(2) 申込方法 別添の参加申込票により F A X（0 6 - 6 9 4 3 - 7 2 1 4）によるか、又は、電話で直接お申込みください。

※ お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電話 0 6 - 6 9 4 1 - 2 1 7 5（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

消費者セミナーに参加しませんか

私たちの暮らしと
独占禁止法の関わり



かしこい商品選択
-景品表示法とは-

皆様は、普段、どこでお買い物をしていますか？ どうしてそのお店を選んでいますか？
家から近いから？ 品揃えが良いから？ ポイントがたまるから？ サービスが良いから？
皆様の日常生活に公正取引委員会の活動が関わっていることを御存知でしょうか？

消費者セミナーでは、私たちが安くて良い商品を買えることには独占禁止法が深く関わっていることを、これまでの違反事例なども紹介しながら皆様にお伝えしたいと考えています。

また、消費者庁から委任を受けて、不当表示などの違反事件の調査を行っている景品表示法についても紹介したいと考えています。奮って御参加ください。



どうして値段が同じ？



「寝ている間に」！？

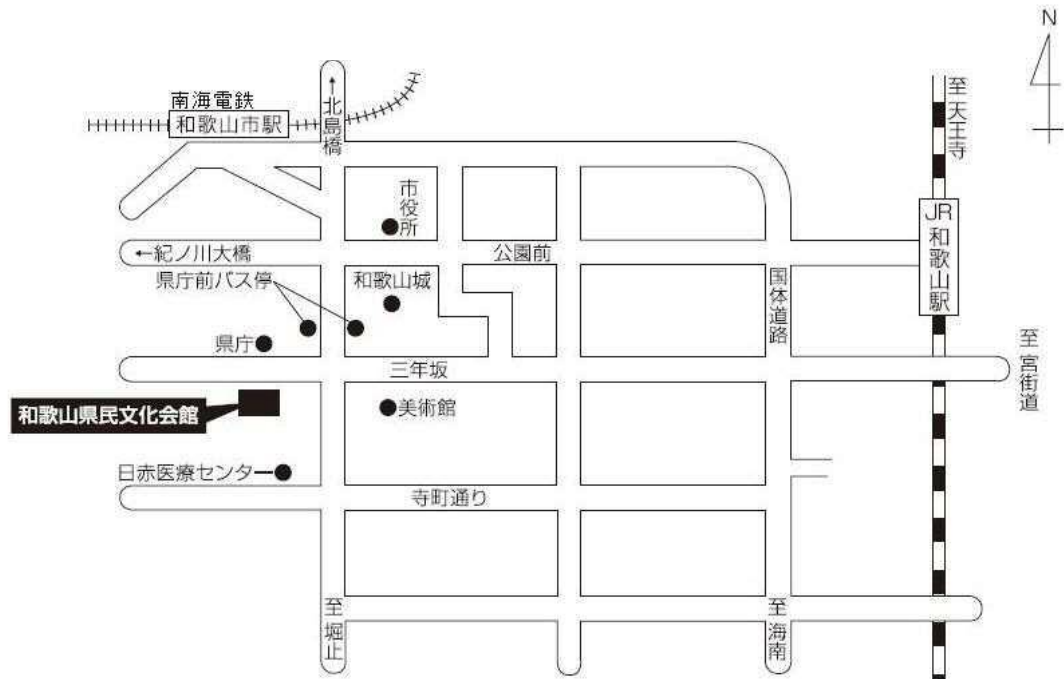
消費者セミナー 開催要領

開催日時	平成31年3月15日（金）13：30～15：30
開催場所	和歌山県民文化会館 4階 中会議室（和歌山市小松原通1-1） （裏面会場案内図参照）
定員	40名（定員に達したことにより御参加いただけない場合のみ御連絡いたします。）
申込方法	裏面の参加申込票に必要事項を記載の上、FAXによるか、又は、電話で直接お申込みください。（電話の場合、9：15～18：00〔土・日・祝日を除く。〕）
申込先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 取引課 電話 06-6941-2175 FAX 06-6943-7214

会場案内図

住 所： 和歌山市小松原通1-1 和歌山県民文化会館

最寄バス停： 南海電鉄「和歌山市駅」又はＪＲ「和歌山駅」からバスで約１０分
「県庁前」バス停で下車（徒歩約４分）



参加申込票

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 取引課 行
(FAX 06-6943-7214)

	所属団体名	お名前	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			

※ お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。